

## 総会規程

- 第1条〔主旨〕 本規程は、日本手話学会会則(以下、会則)に則り、総会の運営に関して定める。
- 第2条〔開催時期〕 総会は大会に附帯し大会期間中に行う。
- 第3条〔総会の成立〕 総会は出席者及び委任状提出者を以て構成し、監事の承認及び事務局長の報告を経て成立するものとする。但し総会の開催にあたっては各号を遵守する。
- ① 会長は総会開催にあたり、総会開催予定日の1か月前までに会員に総会開催告知を行い、委任状ないし意見書を配布しなければならない。
  - ② 会長は総会開催にあたり、総会に提出すべき事項をしたためた資料を事前に配布しなければならない。
- 第4条〔議決〕 総会における議事は会則14条を準用する。
- 2 総会出席者における可否同数の場合は議長の裁決を以て議決を執り行う。
- 第5条〔総会議事録〕 総会終了後、3か月以内に理事会は総会議事録を作成し、会員への周知を行わなければならない。
- 第6条〔議事〕 3. 総会に提出すべき下記の事項は、あらかじめ理事会に提出され、その議決を経なければならない。
- ① 会則の変更に関する事項
  - ② 役員を選任に関する事項
  - ③ 事業計画および収支予算に関する事項
  - ④ 事業報告および収支決算に関する事項
  - ⑤ 財産目録に関する事項
  - ⑥ その他理事会において必要と認めた事項
- 第7条〔変更〕 本規程の変更は総会の議を経なければならない。
- 本規程は2013年10月26日より施行する。